

横浜市賃貸住宅供給促進計画改定素案に対する 市民意見募集の実施結果について

横浜市では、横浜市賃貸住宅供給促進計画の策定に当たり、令和7年10月10日に素案を公表し、市民意見募集を実施しました。

この度、実施結果と御意見に対する本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。市民の皆様から、貴重な御意見をいただきましたことに感謝いたします。

1 実施概要

- (1) 期間 : 令和7年10月10日（金）から令和7年11月10日（月）まで
- (2) 提出方法 : 郵送、電子メール、ファックス、持参
- (3) 周知方法 : 市のホームページ、各区役所への配架、関係団体への案内 等

2 実施結果

- (1) 実施結果の概要 : 3通、15件の御意見を頂きました。
- (2) 内容別の意見数

内容	件数
ア 民間賃貸住宅の供給について	5件
イ 居住支援協議会の取組について	2件
ウ 住宅確保要配慮者について	1件
エ 面積基準について	1件
オ その他	6件
合計	15件

- (3) 意見の分類

意見の分類	件数
ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの	13件
イ 計画に御賛同いただいているもの	2件
合計	15件

3 御意見に対する本市の考え方について

(1) 民間賃貸住宅の供給について（5件）

No.	該当箇所	御意見	本市の考え方	分類
1	第2章1(2) 民間賃貸住宅	居住支援法人と連携してという形態になっているが、居住支援法人には法的義務がなく、管理監督の仕組みが明確ではないため、連携した居住支援法人のレベル、質などに関しての保証が何もない部分が非常に問題であると考える。また居住支援法人が居住支援を辞めるというようなことがあった場合は、突然オーナーにだけ負担がかかると非常に問題が多くなる。居住支援法人の質やレベル、長期間にわたってしっかりとやってくれるかどうかについて行政が保証して欲しい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
2	第2章1(2) 民間賃貸住宅	居住支援法人がしかるべき福祉行政とつなげてくれる仕組みになっているが、行政のレベルがエリアや担当者によってまちまちで、決して水準化しているとは思えない現状がある。ある程度、レベルの水準化を横浜市として担保して欲しい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
3	第2章1(2) 民間賃貸住宅	高齢者・障害者・触法者などある意味様々な入居者を受け入れるにあたって、問題や課題が出てきたときに、居住支援法人にノウハウがない場合、どこに相談すればワンストップで問題解決してくれるのか、その責任をだれが一緒に負ってくれるのかを明確にしてほしい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
4	第2章1(2) 民間賃貸住宅	入居者が死亡した時、長期に入院した時、警察などの逮捕されたとき、などなどの不測の事態がいくらでも想定されるため、あらかじめ起きやすいトラブルなどに関しての対応体制を構築していくほしい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
5	第2章1(2) 民間賃貸住宅	リスクのある入居者を受け入れるにあたってのインセンティブが特に何もない。リスクマネジメントする際にもある程度のお金や時間、労力がかかることを考慮すると、何某かのそのリスクを負うにあたってのバックアップが欲しい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの

(2) 居住支援協議会の取組について（2件）

No.	該当箇所	御意見	本市の考え方	分類
6	第3章2(4) 居住支援協議会に関する取組	何をどこにどう相談すればいいのかが分かっているのであれば、困ったりすることはない。どこに行けばどんな制度があり、どういう手続きをすればどんな支援が受けられるのかが分かれば困窮に陥る前に自分自身を救うことは出来るはず。基本的に困窮に陥るのは情報弱者であることが大前提になる。総合的なワンストップで問題を的確にヒヤリングをして、的確な課題整理をして解決策を提示する相談窓口が必要。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
7	第3章2(4) 居住支援協議会に関する取組	上記に関連するが、福祉的な政策は自らが挙手をして手続きを行わなければならないものが多い。 自ら動くこと、自ら情報を収集し、自分に必要なものを探し出すことが出来れば困窮になる前に自らが自らを助けることが出来るはず。自らそれを出来ないからこそ困窮に陥るのだという当然の結果であることが前提になつていいことに問題・課題があると思われる。待つ姿勢ではなくアウトリーチする仕組みをもっと充実させるべきではないかと考える。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの

(3) 住宅確保要配慮者について（1件）

No.	該当箇所	御意見	本市の考え方	分類
8	第2章1（2） 住宅確保要配慮者に対する 賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条第1号から第12号までに定める住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者に「困難を抱える女性」が追加されたことは大いに評価します。今の日本で住居が確保されないと、就職や行政への申請ができなくなるなど市民としての権利を失う状況に追い込まれます。例えば、大学や大学院を卒業した後、就職できず、親からの仕送りも途絶え部屋代が払えなくなった女性（男性も）の生活はたちまちに困窮してしまいます。そういう立場の女性たちが安心できるような計画になるよう期待します。	御意見をいただきありがとうございます。本計画に対する御期待と捉え、着実に取組を推進してまいります。	イ 計画に御賛同いただいているもの

(4) 面積基準について（1件）

No.	該当箇所	御意見	本市の考え方	分類
9	第3章2（1） セーフティネット住宅の登録に関する事項	ひとり親世帯向けシェアハウスの運営者です。シェアハウスの住棟全体の面積について、現行では「ひとり親世帯の入居可能者数」となっているところ、改定案の通り「ひとり親世帯の入居可能世帯数」としていただくと、本当に助かります。なぜなら、「入居可能者数」ですと、子どもの居住者が成長するにつれて、やがて住棟全体の面積が足りなくなり、どの世帯かが家賃減額補助を受けられなくなってしまう可能性があるからです。	御意見をいただきありがとうございます。本市の住宅政策に引き続きご協力を願いいたします。	イ 計画に御賛同いただいているもの

(5) その他（6件）

No.	該当箇所	御意見	本市の考え方	分類
10	その他	居住支援法人として認可されていても、こうしたケースの場合はどうすべきかについて、一定レベルの水準が示されていないため、それが独自のやり方になってしまうのは問題だと思われる。どんな居住支援法人であっても一定レベルのサポートを担保すべきと考える。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
11	その他	居住支援法人もそれぞれ得意分野などもあるため、複数の居住支援法人が関わるような体制を行政が支援するようなスキームが必要ではないかと考える。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
12	その他	居住支援法人が負うべき義務と権限を明確にしてほしい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
13	その他	居住支援法人が負うべき義務が明確になった時に、それを継続して行えるような財政的なバックアップについて明確にしてほしい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
14	その他	行政は、神奈川県・横浜市・各18区役所、全てにおいて人事異動があり、それぞれにノウハウが蓄積されずに、居住支援法人のような人事異動のない組織だけにノウハウが蓄積されてしまい、行政が管理監督的な立場としての役割を果たせない状況に陥る可能性がある。住まいのセーフティネット住宅は長い期間のサポートや支援体制を構築しなければならないことを考えるに、行政の担当部署が人事異動のたびに、新たな信頼関係や人間関係を構築しなければならないその労力や、そのたびに具体的な行動や暗黙の了解類のもの（明文化されていないものは多くあると考える）をどう蓄積し、それをどのように活用していくべきかを確りと考えて体制構築して欲しい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの
15	その他	個人情報保護の視点から、情報共有の仕組みがうまく機能しないケースが散見される。関係各部署間では個人情報を共有することを確りと相談者本人に確認し許可をもらうことが出来れば、スマートな情報共有が進み、対応策の実施のスピードも上がると考えられる。関係各部署・関係機関との連携の体制は行政が責任をもって構築して欲しい。	いただいた御意見については、施策の推進に向けて、今後の取組の参考にさせていただきます。	ア 計画の施策に関する御意見で、今後の参考とさせていただくもの